

※この法令は廃止されています。
平成二十三年農林水産省令第四十号

東日本大震災により被害を受けた漁業者等に
係る漁業手数料の納付に関する省令

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第
百三十三条第一項の規定に基づき、東日本大震災
により被害を受けた漁業者等に係る漁業手数料の
納付に関する省令を次のように定める。

（指定漁業の許可又は起業の認可の申請に係る
手数料）

第一条 東日本大震災（平成二十三年三月十一日
に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴
う原子力発電所の事故による災害をいう。以下
同じ。）により漁業法（以下「法」という。）第
五十二条第一項の規定による許可又は法第五十
四条第一項の規定による認可（以下この条にお
いて「許可等」という。）を受けた船舶に被害
を受けたことにつき、当該船舶の船舶原簿に記
録されている事項を証明した書面で当該船舶の
登録が抹消された事実を証するものその他農林
水産大臣が定める書面の交付を受けた者が行う
許可等（法第五十五条第一項又は第五十九条第
一号若しくは第二条の規定によるものに限る。）
の申請については、この省令の施行の日から平
成二十四年七月三十一日までの間（以下「指定
申請期間」という。）においては、漁業手数料
規則（昭和二十五年農林省令第二十号）第一条
第一号の手数料の納付を要しないことができる。

（許可証の書換え交付又は再交付の申請に係る
手数料）

第二条 東日本大震災によりその所有する建物又
は賃借権を有する建物に被害を受けたことその
他これらの建物に居住することが困難であるこ
とにつき、これらの建物の所在地の市町村（特
別区を含む。）の長から証明を受けた者が行う
指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭
和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省
令」という。）第十一条第一項の許可証の書換
え交付の申請については、指定申請期間におい
ては、漁業手数料規則第一条第一号の手数料の
納付を要しないことができる。

2 指定漁業省令第十二条の許可証の再交付の申
請については、前条の規定を準用する。

（鯨体処理場の変更の許可の申請に係る手数料）

第三条 東日本大震災により指定漁業省令第四十
四号第一項の規定による許可を受けたその使用

に係る鯨体処理場に被害を受けた者が行う同項
後段の規定による許可の申請については、指定
申請期間においては、漁業手数料規則第一条第
一号の手数料の納付を要しないことができる。

（鯨体処理場の設置等の許可の申請に係る手
料）

第四条 東日本大震災により指定漁業省令第八十
三条第一項の規定による許可を受けた鯨体処理
場に被害を受けた者が行う同項の規定による許
可の申請については、指定申請期間において
は、漁業手数料規則第一条第三号の手数料の納
付を要しないことができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。